

安全な住まいで安心の生活を

# 震災への備え 忘れずに

市は、住宅の耐震性について市民の皆さん防災意識を高めてもらおうと、住宅の簡易耐震診断などを行っています。

また県や市は、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅を改修する場合に、一部費用を助成します。

問合せは市建築指導グループ(市役所南館2階☎070-7035・3705)へ。

住宅の簡易耐震診断  
5月19日から受付

れば、診断がスムーズに行えます。  
【必要書類】①申込書(印鑑が必要)、②建築年度の分かる書類(建物の登記簿抄本など)、③共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会が理事会の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

書類(①申込書、②建物の付近見取り図、配置図、平面図、立面図)、③建物の所有者が確認できる書面、④建物の建築確認通知書および検査済書、  
⑤耐震診断書の見積り書

【費用】木造戸建住宅は3000円、木造以外の戸建住宅は6000円。※共同住宅や長屋などは同グループへ問合せを

上限は1棟あたり100万円

経費の3分の2以内。ただし、

上限は1棟あたり100万円

まで

【補助額】耐震診断に必要な

経費の3分の2以内。ただし、

上限は1棟あたり100万円